

事務連絡
令和5年7月6日

各都道府県消防防災主管課 } 御中
東京消防庁・各指定都市消防本部 }

消防庁予防課

歴史的建築物等に係る消防法施行令第32条の適用事例の調査結果について

「歴史的建築物等に係る消防法施行令第32条の適用事例の報告等について（依頼）」（令和5年3月6日付け消防予第148号。以下別添において、「148号通知」という。）により、報告いただいた結果を別添のとおり取りまとめましたので、執務上の参考としてください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨、周知するようお願いいたします。

消防庁予防課設備係
担当：高島、馬場
電話：03-5253-7523

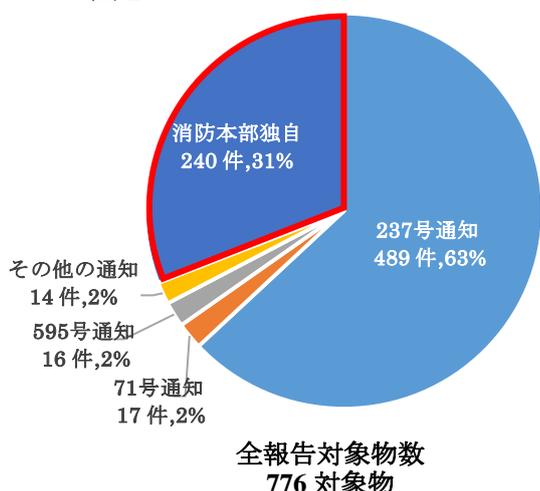
1 参考通知別件数について（図 1）

歴史的建築物等に消防法施行令第 32 条（以下「令 32 条」という。）を適用する際、参考とした通知について、報告があった全 776 対象物のうち、約 63%の 489 対象物において、「文化財関係建造物に対する自動火災報知設備の設置に関する消防法令の運用基準について」（昭和 44 年 10 月 20 日付け消防予 237 号。以下「237 号通知」という。）を参考としていました。237 号通知を参考とした対象物のうち、約 80%が令別表第一(11)項に該当する防火対象物であり、約 60%は 50 m²未満の比較的小規模な防火対象物でした。

また、各消防本部で設けている独自の基準及び各防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断し、令 32 条を適用しているものが 240 対象物と全体の約 31%を占めており、このうち、令別表第一(11)項に該当する防火対象物が約 94%を占めており、ついで令別表第一(16)項イに該当する防火対象物が約 8%を占めています。

令 32 条を適用した具体的な事例を別添 2 に示します。

図 1 参考通知別件数



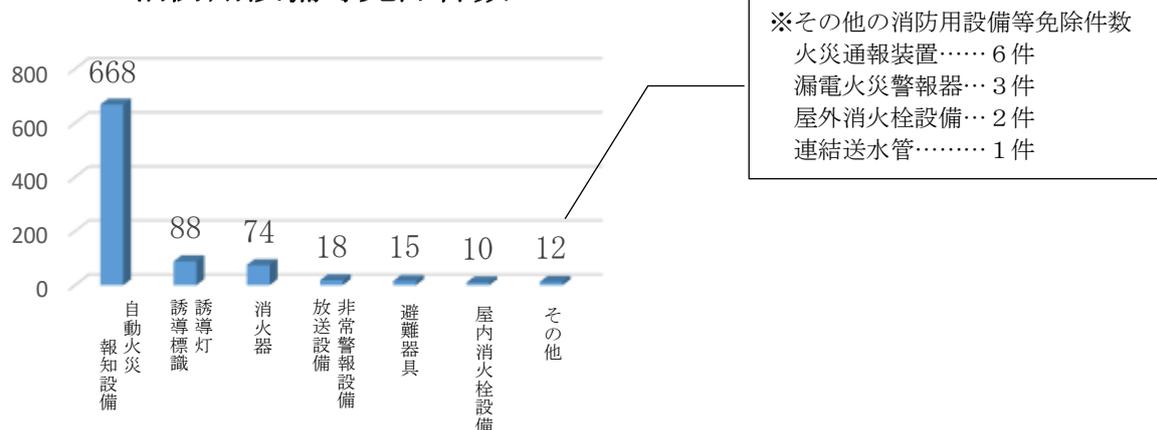
【凡例】

略語	通知名称	免除される消防用設備等
237 号通知	文化財関係建造物に対する自動火災報知設備の設置に関する消防法令の運用基準について (昭和 44 年 10 月 20 日付け消防予第 237 号)	自動火災報知設備
71 号通知	一般住宅を宿泊施設や飲食店等に活用する場合における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用について (平成 29 年 3 月 23 日付け消防予第 71 号)	誘導灯 誘導標識
595 号通知	複合用途防火対象物等における自動火災報知設備の取扱いについて (平成 14 年 12 月 17 日付け消防予第 595 号)	自動火災報知設備
その他の通知	上記以外の通知に基づき、消防法施行令第 32 条を適用したもの	
消防本部独自	消防本部独自の基準等に基づき、消防法施行令第 32 条を適用したもの	

2 消防用設備等別免除件数について（図 2）

歴史的建築物等に令 32 条を適用し、設置を免除している消防用設備等は、自動火災報知設備が 668 対象物と最も多く、その約 71%は令別表第一(11)項に該当する防火対象物でした。ついで誘導灯又は誘導標識が 88 対象物でした。

図 2 消防用設備等免除件数



報告対象 該当項目	消防用設備等の種類	防火対象物の概要				令 3 2 適用概要
		用途	構造	階	延べ面積	
(17) 項 該 当	屋内消火栓設備	劇場	木造	2	764㎡	歌舞伎等に使用する芝居小屋に屋内消火栓設備の代替としてパッケージ型消火設備を設置する際に、当該設備の未包含部分が生じた。未包含部分に消火器を設置することを条件に、未包含部分への屋内消火栓設備の設置を免除した。
	自動火災報知設備	住宅	木造	2	319㎡	個人住居であり、一般公開も無いことを踏まえ、令別表第一(17)項で必要となる自動火災報知設備の代替として、連動型住宅用火災警報器を、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準を参考とし、設置した。
	自動火災報知設備	複合用途 (物販 倉庫 住宅)	木造	2	286㎡	物品販売店舗、倉庫及び住宅が存する複合用途防火対象物の倉庫部分が令別表第一(17)項に該当することとなり、自動火災報知設備の設置義務が生じた。以下の条件により、当該部分への自動火災報知設備の設置を免除した。 1 倉庫部分 (17)項該当) は約43㎡と小規模であること。 2 物品販売店舗、倉庫及び寝室に連動型住宅用火災警報器が設置されていること。 3 上記部分に消火器が設置されていること。 4 国宝・重要文化財の防火対策ガイドラインを参考に防火対策に努めること。
	避難器具	劇場	木造	2 (地下1階)	1,097㎡	建築に有効な開口部等が無く、避難器具を設置するために開口部の改修等を求めることは、文化財建造物の価値を損失することから、以下の条件により、避難器具の設置を免除した。 1 屋外に直接出ることができる階段を複数有している。 2 上記階段は適切に管理されている。
地 域 活 性 化	屋内消火栓設備	集会場	木造	1	2,439㎡	廃校を集会場として使用するにあたり、屋内消火栓設備の設置義務が生じたが、次の条件で、屋内消火栓設備に代えて、本来延べ面積2000㎡までしか設置が認められないパッケージ型消火設備 (I 型) の設置を認めた。 1 周囲に建築物がないため、延焼危険が少ない。 2 建物内にボイラー等の火気使用設備がなく、出火危険が少ない。 3 各渡り廊下に防火区画があり、延焼拡大危険が少ない。 4 平屋建てでガラス戸などの開口部が多く、火災時に外部への避難が容易である。
	自動火災報知設備	旅館	木造	2	124㎡	茅葺き屋根の木造建築物を旅館として使用する際、次のすべての条件を満たすことで、自動火災報知設備の設置を免除した 1 次の(1)及び(2)の部分すべてに連動型住宅用火災警報器を設置すること。 (1) 建築基準法第2条第1項第4号に規定する居室(台所含む。)及び床面積が2㎡以上の収納室並びに階段 (2) 倉庫、機械室その他これらに類する室 2 設置した連動型住宅用火災警報器は、適切に維持管理すること。
	避難器具	複合用途 (飲食 物販)	木造	2	97㎡	土蔵を改装し、飲食店と物品販売店舗の複合用途防火対象物として使用。避難器具の設置義務があるが、構造上新たに設置することが困難である。特定小規模施設用自動火災報知設備を設置し、火災の早期覚知を図ることを条件に、避難器具の設置を免除した。

※(17)項該当とは、148号通知の「1 報告対象」中、「(1) 防火対象物の全部又は一部を令別表第一(17)項に掲げる防火対象物の用途に供するもの」に該当するもの。

地域活性化とは、148号通知の「1 報告対象」中、「(3) (1)及び(2)以外で、地域の活性化のために既存防火対象物(古民家等を含む。)を活用したもの」に該当するもの。